

栃木県医師会在宅療養支援診療所・病院連絡会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、栃木県医師会在宅療養支援診療所・病院連絡会（「栃木県在支診療連絡会」）（以下、「本会」という）と称し、事務所を栃木県医師会内に置く。

(定義)

第2条 本会において、「在宅療養支援診療所」とは、国に対する特掲診療料の施設基準等届出の有無にかかわらず、在宅医療を行い又は県内の在宅療養者を支援する全ての診療所及び病院をいう。

(目的)

第3条 多くの県民が自宅等住み慣れた環境での療養を望んでおり、高齢になっても病気になっても、自分らしい生活を支える在宅医療の提供体制の構築は、県民の生活の質の向上に資するものである。

また、超高齢化社会を迎え、医療機関や介護保険施設等の受入にも限界が生じることが予測される中で、在宅医療は、慢性期及び回復期患者の受け皿として、さらに看取りを含む医療提供体制の基盤の一つとして期待されている。

本会は、こうした背景を踏まえ、栃木県医師会に所属し、在宅医療を行い、又は県内の在宅医療療養者を支援しようとする診療所及び病院が連携し、活動することで、本県の在宅医療の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 資料の収集、調査及び研究に関する事業
- (2) 在宅療養支援診療所に従事する医師の連携・交流に関する事業
- (3) 在宅医療を多職種協働で行うための他の職能団体との連携及び交流に関する事業
- (4) 在宅療養支援診療所を運営するために必要な支援・援助・教育に関する事業
- (5) 在宅療養支援診療所に関する情報提供活動
- (6) 在宅療養支援診療所へ急性期病院から速やかに患者紹介を受けられるような地域ケアネットワークの構築及びバックアップ病院の確保
- (7) 在宅医療を県民に紹介するための広報活動
- (8) 研修会、学術集会、講演会開催に関する事業
- (9) 栃木県行政・各市町との連携に関する事業
- (10) その他前条の目的達成に必要な事業

(組織及び会員)

第5条 本会は、会員をもって組織する。

2 本会会員は、栃木県医師会会員である在宅療養支援診療所・病院に勤務する医師及び在宅医療を実施している医療機関に勤務する医師で、本会の趣旨に賛同し、入会手続きを経た者とする。

(入・退会)

第6条 本会に入会しようとする者は、本会会長に入会届を提出する。また、退会を希望するものは本会会長に退会届を提出しなければならない。なお、届出事項に変更が生じた場合は、直ちに届出なければならない。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名

(役員を選任)

第8条 役員は、次のとおり選任する。

- (1) 会長は、栃木県医師会会長をもってこれに充てる。
- (2) 副会長は、栃木県医師会在宅医療担当理事と在宅医療に精通した会長の推薦又は指名した者とする。
- (3) 理事は郡市医師会長等から推薦を受けて会長が委嘱する。

(役員職務)

第9条 会長は、会を代表し総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は、会の企画・運営その他会務の執行にあたる。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により役員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置く事が出来る。

- 2 顧問はこの会に功労のある者、学識経験者の中から役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、役員任期と同一とする。

(会 議)

第12条 本会の会議は、総会及びその他の会議とし、会長が招集する。

2 前項の会議の運営、その他の事項については、総会で決定する。

(執 行)

第13条 前条で定める会議において結論に到達した案件は、栃木県医師会常任理事会の議を経てこれを執行する。

(会費)

第14条 本会の会費は、当分の間無料とするが、運営上、会費の徴収が必要となった場合は、会員相互の理解と誠意ある話し合いによって定める。

(運営経費)

第15条 本会の運営経費は、助成金、交付金、寄付金等をもって充てる。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(規約の改廃)

第17条 本規約の改廃については、栃木県医師会常任理事会の議を経なければならない。

附 則

1. 本規約は、平成24年11月1日から施行する。